

報告第 1 1 号

地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定に基づき専決処分とした損害賠償額の決定の報告及び承認について

上記の議案を提出する。

平成 2 3 年 9 月 7 日

提出者 杉並区長 田 中 良

地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定に基づき専決処分とした損害賠償額の決定の報告及び承認について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定に基づき、平成 2 3 年 7 月 2 6 日、損害賠償額の決定について、次のとおり専決処分としたので、同条第 3 項の規定に基づき報告し、その承認を求める。

損害賠償額の決定について

- 1 賠償の金額 金 7 4 8 , 6 8 0 円也
- 2 賠償の相手 区立浜田山小学校元児童
- 3 賠償の理由 平成 2 0 年 2 月 1 2 日、区立浜田山小学校の教室内で女子児童が、教室の床が隆起していたことから転倒し、上顎両側中切歯の歯冠を破折したため、このことに対する損害を賠償する。